

◎新潟県告示第372号

振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準（昭和53年3月新潟県告示第 628号）の一部を次のとおり改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表</p> <p>(1)～(30) 略</p> <p>(31) 南蒲原郡田上町に係る指定地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td> <p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図31のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> </td> </tr> </table> <p>(32)～(46) 略</p> <p>(47) 西蒲原郡弥彦村に係る指定地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td> <p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図47のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p> </td> </tr> </table> <p>(48)～(63) 略</p>	(略)	<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図31のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	(略)	<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図47のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>別表</p> <p>(1)～(30) 略</p> <p>(31) 南蒲原郡田上町に係る指定地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td> <p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図31のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> </td> </tr> </table> <p>(32)～(46) 略</p> <p>(47) 西蒲原郡弥彦村に係る指定地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td> <p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図47のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p> </td> </tr> </table> <p>(48)～(63) 略</p>	(略)	<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図31のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	(略)	<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図47のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
(略)									
<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図31のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>									
(略)									
<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図47のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>									
(略)									
<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図31のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>									
(略)									
<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図47のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>									